

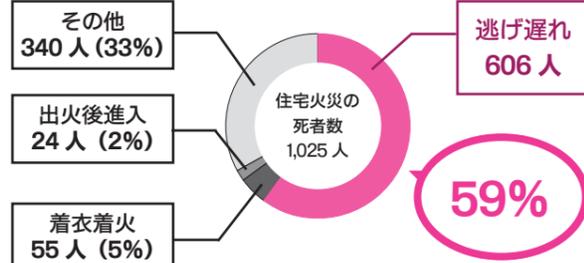
1. 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり
3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり
4. 明日の彦根市を担う人を育(はくく)むまちづくり
5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり

住宅用火災警報器を設置しましょう

特集

グラフ 平成21年中の住宅火災による全国の死者数
(経過別死者の発生状況)

平成21年全国の火災概要より



パーセントは少数点以下を切り捨てているため、合計は100%にはなりません。

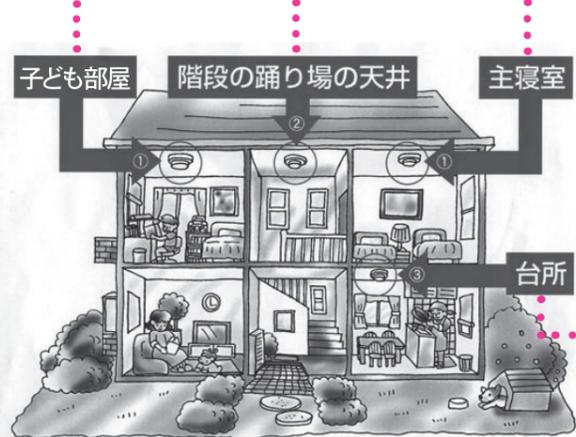
住宅火災による死者は、増加傾向にあり、左のグラフにありますように、約6割は「逃げ遅れ」によるもので、就寝時間帯に集中しています。

このことから、住宅火災による死者数を減らすために消防法が改正され、火災の早期発見に効果のある住宅用火災警報器の設置が、すべての住宅に義務付けられました。

なぜ住宅に住宅用火災警報器が必要なの？

取付場所

設置義務(煙式) 設置義務(煙式) 設置義務(煙式)



設置の努力
(煙式または熱式)

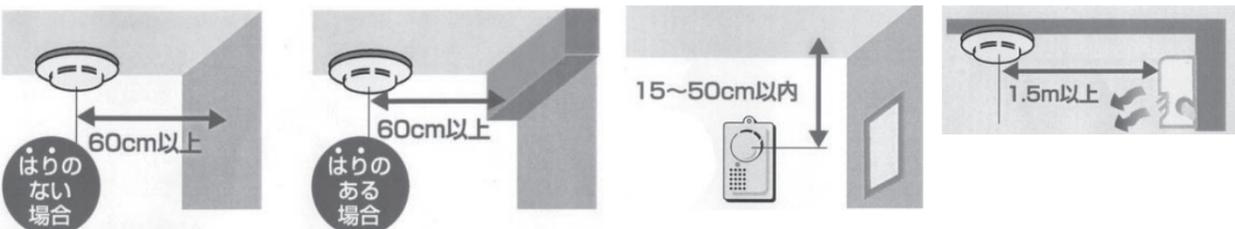
設置義務
彦根市火災予防条例により、煙式の感知器を設置しなければならない場所

設置の努力
安心・安全のため、設置をお勧めする場所

- 住宅用火災警報器の取り付け義務は、住宅として使用されているものが、すべて対象です。1戸建ての専用住宅や併用住宅の住宅部分、また、マンションやアパートなど共同住宅の住宅部分が対象です。
- ①主寝室・子ども部屋 寝室に使用する部屋の天井や壁に煙式を設置します。普段、就寝している部屋(主寝室)
 - ②階段の踊り場 寝室のある階の階段の踊り場の天井や壁に煙式を設置します。
 - ③台所 台所の天井や壁に、安心・安全のため、煙式または熱式の設置をお勧めします。

住宅用火災警報器を取り付ける場所・位置を説明します

取付位置



▲天井に取り付ける場合は、壁や梁(はり)から60cm以上離しましょう。

▲壁掛式の場合は、天井から15～50cm以内に付けましょう。

▲エアコンなどの吹出口から、1.5m以上離しましょう。



▲火災から大切な生命を守るために。

備えましましたか？

平成23年6月1日

住宅用火災警報器設置義務化スタート

消防法が改正され、平成18年6月1日から、すべての新築住宅に住宅用火災警報器の設置が、義務付けられました。

彦根市では、すでに住んでいる住宅でも、彦根市火災予防条例により平成23年5月31日までに、住宅用火災警報器を設置するよう義務付けられています。

住宅用火災警報器設置の義務化まで1年となりました。

住宅火災から大切な生命を守るため、住宅用火災警報器をできるだけ早く設置しましょう。

問い合わせ先 消防本部予防課
☎22-0332番、FAX22-9427番

住宅用火災警報器って何？

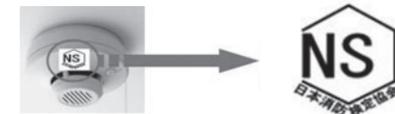
住宅用火災警報器は、火災発生時の煙や熱を感知して、警報ブザーや音声などで知らせる機器です。

1台の警報器が単独で感知し警報するタイプ(単独型)や、1台の警報器が感知すると登録したすべての警報器が警報するタイプ(ワイヤレス連動型)があります。

取付方法により、天井に取り付けるタイプがあり、電源は電池式のものがあります。



▶天井取付型(上)と壁掛型



「NS(鑑定)マーク」が付いているものは、国が定める規格に適合していますので、購入の際の目安としてください。

※住宅用火災警報器は、自分で取り付けることができ、資格は必要ありません。

煙式と熱式があるの？

住宅用火災警報器は、「煙式」と「熱式」があります。火災の発生をいち早く知るためには、煙式の方が有効です。煙式は煙が出た段階で警報音が鳴り出すのに対し、熱式は炎が上がってからでないと警報音は鳴りません。

彦根市火災予防条例では、寝室、階段の天井に煙式を設置しなければなりません。台所も原則煙式ですが、台所が狭い場合などで、どの場所も煙や蒸気が滞留するとき、熱式の住宅用火災警報器を選んでください。

住宅用火災警報器の効果は？

アメリカやイギリスにおいて、住宅用火災警報器の普及に伴い、死者数の低減に効果があったというデータがあります。

日本の住宅火災においては、住宅用火災警報器が設置されていた住宅の火災と、設置されていなかった住宅の火災を、住宅火災100件当たりの死者数で比較すると、住宅用火災警報器が設置されることにより、およそ3分の1の死者数となっています。

火災による被害から身を守るためにも、早めに設置するようにしましょう。